

魚津市告示第15号

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱の一部改正について
魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱（平成26年魚津市告示第48号）
の一部を次のように改正する。

令和4年3月10日

魚津市長 村椿 晃

附則第2項を次のように改める。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る同条第2項、第8条及び第9条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。